平成２７年（フ）第６１１号
福岡市中央区清川３丁目12番１号
破産者　岡村　健二
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７３号
福岡市南区横手２丁目９番２―101号
破産者　梅野　　一
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７８号
福岡市東区原田４丁目６番20号
破産者　河原　英則
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８８０号
福岡県糸島市篠原西２丁目13番13号
破産者　佐藤　文雄
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９２号
福岡市博多区美野島２丁目12番８―802号
破産者　金子　将義
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３号
北海道紋別郡遠軽町西町３丁目５番地85　川岸団地６－２―887
破産者　鈴木　希望（旧姓山口）
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
北海道北見市留辺蘂町松山100番地２　松山団地17―２
破産者　小野　秀樹
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
山形県鶴岡市湯野浜２丁目９―31　湯野浜荘２号室、開始決定時の住所山形県鶴岡市湯野浜１丁目８番４号
破産者　佐藤　忠男
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第４８５号
横浜市南区永楽町２―23―２ハーズ横浜ベイガーデン501、住民票上の住所横浜市磯子区原町５番25―101号
破産者　深澤　剛男
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３３号
横浜市都筑区川和町650　ホープ横浜都筑525号、開始決定時の住所横浜市都筑区早渕１丁目４番17号
破産者　諸井　美明
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０６４号
神奈川県大和市下鶴間２丁目12番33―108号
破産者　遠山　信子
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８７号
石川県白山市倉光５丁目47番地
破産者　高居　明美
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７８号
長野県茅野市玉川1767番地37
破産者　兒玉　幸子
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７９号
長野県茅野市玉川1767番地37
破産者　兒玉　峰一
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
静岡県島田市向谷２丁目６番38号、住民票上の住所静岡県島田市向谷２丁目１番47号
破産者　杉山　栄弥
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９９号
愛知県岡崎市本宿町字棚田１番地６　県営住宅13―107
破産者　小林　禎朗
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
愛知県みよし市黒笹いずみ１丁目15番地７　エスポワール104号
破産者　坂口　弘記
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
愛知県豊田市巴町神田４番地５
破産者　熊谷真紀子
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
愛知県岡崎市若松東２丁目６番地10　ＭＡＦＯＲＯＶＡ　302、前住所愛知県岡崎市天白町字西池２番地９　サンシティウエストパーク天白910
破産者　殿河内　剛
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係